放課後等デイサービス　きらら篠田

指定放課後等デイサービス・指定児童発達支援　重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第 76 条及び第 77 条の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをサービス利用希望者に対して説明するものです。

１．事業者名称概要

名　　称	社会福祉法人　青森令和会
法 人 所 在 地	〒030-0965　青森市松森 3 丁目 17-11
電　話　番　号	017-718-2722
代 表 者 氏 名	理事長　　安田　真弥
設　立　年　月	令和元年年 7 月 10 日

２．事業所の概要

事 業 所 の 種 類	指定　児童発達支援・放課後等デイサービス
事 業 所 の 名 称	放課後等デイサービス　きらら篠田
事業所の所在地	〒038-0011　青森市篠田 2 丁目 20-2
連　　絡　　先	電話：017-718-0090　FAX：017-718-0091
管 理 者 氏 名	石澤　悠
児童発達支援 管理責任者	石澤　悠
定　　員　（1 日）	10 人　児童発達・放デイ合わせて
指 定 年 月 日	令和 2 年 3 月 1 日
事 業 所 番 号	0250161361
主たる対象障害児	発達障害・知的障害

３．事業の目的及び運営方針

事業の目的	社会福祉法人　青森令和会（以下、「事業者」という。）が設置する、放課後等デイサービスきらら篠田（事業所名）（以下、「事業所」という。）において実施する指定障害児通所支援の児童発達支援及び放課後等デイサービス（以下、「指定通所支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定通所支援の円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下、「法」という。）第 21 条の５の５第 1 項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下、「通所給付決定保護者」という。）の意思及び人格を尊重し、障害児及び通所給付決定保護者の立場に立った適切な指定通所支援の提供を確保することを目的とします。
運営方針	①事業所は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。 ②指定通所支援の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、通所給付決定保護者の所在する市町村、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（平成 17 年法律第 123 号）第５条第１項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。 ③事業運営にあたっては、前 2 項のほか、法及び青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年青森市条例第 1 号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

４．通常の事業の実施地域

青森市（浪岡、浅虫地区を除く）

５．営業時間とサービス提供時間

営業日 及び 営業時間	月曜日から金曜日までとする。ただし、5 月 3 日から 5 月 5 日、8 月 13 日から 8 月 15 日までと、12 月 30 日から 1 月 3 日を除く。 9 時 00 分から 18 時 00 分（学校休暇日及び祝日） 9 時 30 分から 18 時 30 分（登校日）
サービス提供日 及び サービス提供時間	児童発達支援　　10 時 00 分から 12 時 30 分 放課後等デイサービス 第 1：学校登校日　　13 時 30 分から 17 時 30 分 ＊令和 6 年 4 月 1 日より 3 時間以上支援を行った場合延長加算を請求する場合があります。（児童、学校又は、保護者の都合により 30 分以上で延長加算を請求する場合があります。） 第 2：長期休業日　　10 時 00 分から 17 時 00 分 ＊令和 6 年 4 月 1 日より 5 時間以上支援を行った場合延長加算を請求する場合があります。（児童、学校又は、保護者の都合により 30 分以上で延長加算を請求する場合があります。）

6．職員の体制

職種	業務内容
管　理　者	常勤１名　児童発達支援管理責任者兼務 管理者は、職員の管理、指定通所支援の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている児童発達支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行います。
児童発達支援管理責任者	常勤１名　管理者兼務 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成し、少なくとも６ヶ月に１回以上見直しを行います。サービスを利用する障害児に対する継続的なサービス管理や評価を行うとともに、障害児及び障害児の保護者並びにその家族に対し、その内容等について説明を行います。
児童指導員	指定基準の人員以上 個別支援計画に基づき障害児及び障害児の保護者に対し適切に指導等を行います。
保　育　士	指定基準の人員以上 個別支援計画に基づき障害児及び障害児の保護者に対し適切に指導等を行います。

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定障害児通所支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

7．設備の概要（実際に設置されている設備の種類を記載すること）

設備の種類	室数	備考
指導訓練室	2室	約36㎡　運動、音楽、学習、生活訓練
相談室　兼　事務所	1室	約32㎡　相談　学習
トイレ	1階	手洗い台付、洋式トイレ（洗浄機能付き）
トイレ	2階	手洗い台付、洋式トイレ（洗浄機能付き）
キッチン	1室	簡単な調理
静　養　室	1室	洋室4畳(6.6㎡)

8．サービスの内容

（1）送迎

（2）おやつ提供

（3）生活日常の訓練、療育

※全てのサービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。「個別支援計画」は、本事業所の児童発達支援管理責任者が作成し説明を行い、利用者の同意をいただきます。

９．利用料金

（１）障害児通所給付費によるサービスを提供した場合は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）から家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額を引いた額が障害児通所給付費の給付対象となります。事業者が障害児通所給付費の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額を事業者にお支払いいただきます（利用者負担額といいます)。

なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

（２）上記（１）の代理受領を行わない場合、事業者は通所給付決定保護者からサービス利用料金の全額を受けるものとします。

（３）事業者は、上記（１）及び（２）の利用者負担額の支払いを受けた場合は、通所給付決定保護者に対して当該費用に係る領収証を発行するものとし、障害児通所給付費の代理受領を受けた場合は、通所給付決定保護者に対してその金額及び内訳を通知するものとします。

（４）次に定める費用については、利用者から徴収するものとします。

（ア）おやつ　　１日　100 円

（イ）創作活動に係る材料費　　１回につき実費

（ウ）その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって利用者に負担させることが適当とみられるものの実費。

※上記費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、その同意を得るものとします。

※（１）から（４）までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った通所給付決定保護者に対し交付するものとします。

（５）利用料金は、１ヵ月ごとに計算しご自宅へ請求書送付後、翌月 20 日に指定の口座より銀行振替にてお支払いいただきます。

10．サービス利用に当たっての留意事項

通所給付決定保護者はサービスを利用するにあたって、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為等、他の通所給付決定保護者に迷惑を及ぼす恐れのある行為及び言動を行なわないものとします。

11．虐待の防止について

事業者は、障害児及び通所給付決定保護者の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1)虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者　石澤　悠

(2)成年後見制度の利用を支援します。

(3)苦情解決体制を整備しています。

(4)従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

(5)青森市では法律に基づき、青森市障がい者虐待防止センターの業務を障がい者支援課で行い、障がいのある方に対する虐待に関する相談・通報・届け出を受け付けしています。

窓　口	
青森市障がい者 虐待防止センター	所　在　地　　青森市新町１丁目３番７号 受 付 時 間　　24 時間対応 電 話 番 号　　017-722-3260

12. 緊急時の対応

現に児童発達支援及び放課後等デイサービスの提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとします。

また、主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるものとします。

（1）障害児のかかりつけ医療機関

医療機関名		診　療　科	
所　在　地			
主　治　医		電 話 番 号	

（2）緊急連絡先

連絡先①	氏　　名： 所　在　地： 電 話 番 号：
連絡先②	氏　　名： 所　在　地： 電 話 番 号：
連絡先③	氏　　名： 所　在　地： 電 話 番 号：

（3）事業所の協力医療機関

医療機関名	工藤こども医院	診　療　科	小児科、内科
所　在　地	青森市長島 2 丁目 8-6		
代　表　者	工藤　協志	電 話 番 号	017-776-8413

13. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画書及び各種防災マニュアルにより対応します。
平 時 の 訓 練	別途定める消防計画書及び各種防災マニュアルに従い年に２回以上、避難・防災訓練を利用者全員で行います。
防 火 管 理 者	石澤　悠

14. 障害児及び通所給付決定保護者の記録や情報の管理、開示

事業者は、関係法令に基づいて、障害児の記録や情報を適切に管理し、通所給付決定保護者の求めに応じてその内容を開示します。

※　閲覧、複写ができる窓口業務時間は、平日の 15 時 00 分から 18 時 00 分です。

15. 秘密の保持及び情報管理

事業者は、業務上知りえた障害児又はその家族の秘密を保持します。

また、事業者は、職員であった者に業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容としま

す。なお、利用者の円滑なサービス利用等のため、支援を行なう際に保護者及び利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書にて保護者の同意を得ることとします。

16. 苦情・要望の受付について

（1）当事業所の苦情・要望の受付窓口

受付窓口	窓口担当者	児童発達支援管理責任者　石澤　悠
	苦情解決責任者	統括管理者　渡部　一人
	受付日	月曜日から金曜日。ただし、5月3日から5月5日、8月13日から8月15日までと、12月30日から1月3日を除く。
	受付時間	9時30分から18時30分
	電話番号	017-718-0090
	ＦＡＸ番号	017-718-0091

（2）行政機関その他苦情受付機関

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は青森県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

窓口		
青森市役所 障がい者支援課 障がい福祉チーム	所在地	青森県青森市新町1丁目3-7
	受付日	月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
	受付時間	8時30分から18時00分
	電話番号	017-734-5327
青森県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地	青森県青森市中央3丁目20-30 青森県民福祉プラザ内
	受付日	月曜日から金曜日
	受付時間	9時00分から17時00分
	電話番号	017-731-3039

17. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、県、市町村及び障害児の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

（1）損害保険会社名　損害保険ジャパン日本興亜

（2）損害保険の種類　火災、自動車、賠償責任保険

（3）損害保険の内容

① 死亡保険金

② 後遺症保険金

18. 受給者証の確認

（住所）及び（利用者負担量）、（支給量）など（受給者証）の記載の内容に変更があった場合は速やかに職員にお知らせください。また、職員が（受給者証）の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。